

問 19： 当社の従業員が、先日出張に行き、帰りがてら駅構内で人と接触して転倒、骨折し、現在入院して療養を続けています。その従業員は、駅構内の売店で会社への土産を買う途中だったとのことでした。地方出張の場合、だいたいその地方の名産品を土産にするのが当社の慣例となっているのですが、かといって土産を買う行為が業務とも思えません。労災の適用を受けられるのでしょうか。

【回答】

ご質問のお土産の購入は、厳密に言えば業務とはいえず、私的行為ということにはなりますが、出張中の場合、単純に判断することは妥当ではありません。

つまり、出張中は、出張業務の成否、遂行方法について包括的に事業主が責任を負っている以上、よほどの事情がない限り、一応、出張過程の全般について事業主の支配下にあるというべきで、その過程全般に業務遂行性が認められています。

もちろん、すべての私的行為に業務遂行性が認められるわけではありませんが、出張中は個々の行為についてはいちいち事業主の拘束を受けず、出張者の任意に委ねられている部分が大半であるという事情から、出張の性質上、ある程度私的行為が介在することを許容していると理解すべきと考えられます。

出張中の個々の行為については、「通常のまたは合理的な順路および方法」によれば、積極的な私用・私的行為あるいは本人の恣意行為による場合を除き、一般に出張に通常伴う行為とみて、業務遂行性が認められることとなります。

つまり、出張中の食事や喫茶、列車内での睡眠中の事故はもとより、旅館やホテルなどでの宿泊中の災害（たとえば宿泊中の火災、食事による食中毒など）でも、業務起因性が認められて業務上の災害とされることとなります。

以上の取扱いから、災害のあった駅が貴社従業員の出張順路であったとすれば、土産を買うという行為を積極的な私用・私的行為、もしくは恣意行為とみることはできません。この行為は、要するに仕事の経路上の駅の売店でタバコや雑誌を購入する行為と何ら異なりませんので、特段出張中の取扱いを持ち出すまでもない、ともいえると思われます。

ただ、ご質問の従業員の方が、たとえばお土産を調達するために出張順路を著しく迂回したため、「通常のまたは合理的な順路」を逸脱したとみるべき場合には、この場合に業務遂行性を失うということとなります。

なお、この逸脱の場合でも、業務遂行性を失うのは逸脱の間だけで、再び合理的順路に戻れば業務遂行性もその時点で回復します。